

公立大学法人沖縄県立芸術大学固定資産使用料規程

令和3年4月1日

沖芸大規程第41号

(趣旨)

第1条 公立大学法人沖縄県立芸術大学固定資産貸付規程(令和3年沖芸大規程第40号。)第7条の規定に基づき、公立大学法人沖縄県立芸術大学(以下「法人」という。)の固定資産を貸し付ける場合は、この規程の定めるところにより使用料を徴収する。

(使用料の額)

第2条 使用料の額は、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を年額とする。

- (1) 土地の使用 当該土地の使用面積に対応する時価の100分の3に相当する額(消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第8条に規定する1箇月に満たない場合及び駐車場その他の施設の利用に伴って土地が使用される場合については、消費税相当額を加算するものとする。)
- (2) 建物の使用 当該建物の使用面積に対応する時価の100分の6に相当する額に消費税相当額を加算した額と当該建物の敷地につき前号の規定により算定した使用料の額との合算額
- (3) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供する線路及び空中線並びにこれらの附属設備を設置するために財産を使用する場合の使用料の額 電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号)別表第1に定める額
- (4) 前各号に掲げるもの以外の固定資産 理事長が定める額

2 使用期間が1年に満たないとき又は使用期間に1年に満たない端数があるときは、日割り計算により算定する。

3 算定した使用料に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。

(使用料の納付)

第3条 固定資産の貸付けを許可された者(以下「借受人」という。)は、法人が定める期日までに使用料の全額を納付しなければならない。

(使用料の不還付)

第4条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、借受人の責めに帰することができない事由により貸付けの許可を取り消したときその他特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額又は免除することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体に公用若しくは公共用又は公益上の目的のために使用させるとき。
- (2) 災害その他の緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用させるとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、特に必要と認めて使用させるとき。
(委任)

第6条 この規程を実施するために必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (令和3年4月1日理事長決裁)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。